

美郷町指定居宅介護サービス事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 美郷町が開設する指定居宅介護サービス事業所（以下「事業所」という。）が行う居宅介護サービスの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にある者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の職員は、要介護者又は要支援者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

- 2 事業所の職員は、要介護者又は要支援者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。
- 3 居宅療養管理指導等の提供にあたって、要介護者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称等は、次のとおりとする。

- (1) 名称 美郷町指定居宅介護サービス事業所
- (2) 所在地 美郷町西郷田代29番地
- (3) 実施主体 美郷町国民健康保険西郷病院

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1人
 - (1) 事業所を代表し、業務の総括の任に当たる。
 - (2) 他の業務との兼務をしても差し支えない。
- 2 医師 1人（常勤）
 - (1) 第2条の業務に当たる。
- 3 看護師 3人以内（常勤）
 - (1) （介護予防）訪問看護計画書及び（介護予防）訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護の提供に当たる。
 - (2) 医師が看護職員の訪問による相談支援が必要であると判断した場合に、居宅を訪問し、療養上の相談及び支援を行う。
- 4 理学療法士 2人以内（常勤）
 - (1) （介護予防）訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる。

5 作業療法士 1名（常勤）

6 事務 2人（常勤）

(1) 必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は、毎週月曜日から金曜日までとし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

（事業の内容）

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

1 訪問看護

(1) 病状・障害の観察

(2) 清拭・洗髪等による清潔の保持

(3) 食事及び排泄等日常生活の世話

(4) 褥瘡の予防・処置

(5) ターミナルケア

(6) 認知症患者の看護

(7) 療養生活や介護方法の指導

(8) カテーテル等の管理

(9) その他医師の指示による医療処置

2 訪問リハビリテーション

(1) リハビリテーション

3 居宅療養管理指導

(1) 要介護者等又はその家族からの介護全般に関する相談等に応じる。

(2) 居宅介護支援事業者に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。

(3) 要介護者等又はその家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導や助言を行う。

(4) 提供する居宅療養管理指導等の種類は、医師によるものとする。

(5) その他療養生活向上のための指導や助言を行う。

（利用料等）

第7条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行うサービスに要した交通費は、その実費を徴収する。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、美郷町西郷地区、北郷地区及び諸塚村の一部とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 職員は、サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 職員は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければ

ばならない。

(苦情処理)

第10条 管理者は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに宮崎県、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(高齢者虐待防止措置)

第12条 事業所は利用者の権利擁護、虐待の発生を防止するための次のような措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止及び身体拘束のための指針の整備。
 - (3) 虐待を防止するため及び身体拘束の適正化のための定期的な研修の実施。
 - (4) 虐待防止及び身体拘束のための担当責任者の設置。
- 2 サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは、速やかに市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

- 2 利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所の会計は美郷町病院事業会計に包含し、予算科目により他の事業会計と区分し、毎年4月1日から翌年3月31日の会計期間とする。

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する。
- 3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は美郷町と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

利用者から苦情処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	美郷町指定居宅介護サービス事業所（美郷町国民健康保険西郷病院）
提供するサービス種類	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導

措置の概要	
1	利用者からの相談又は苦情等に対する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置 常設窓口 美郷町西郷田代29番地 美郷町指定居宅介護サービス事業所（美郷町国民健康保険西郷病院内） 電話0982-66-3141 担当者 事務長
2	円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順 （1）苦情処理台帳に記載。 （2）苦情についての事実確認を行う。 （3）苦情処理方法を記載し、管理者決裁。 （4）苦情処理について関係者との連携を行う。 （5）苦情処理の改善について利用者に確認を行う。 （6）苦情処理は1日以内に行われることを原則とする。 （7）苦情処理についての成果等を台帳に記載する。
3	苦情があったサービス事業者に対する対応方針等 （1）サービス事業者に苦情報告と改善について指示を行う。 （2）苦情に関して関係機関から指導及び助言を受けた場合は、指導又は助言に従って適正な改善を行う。
4	その他参考事項 （1）普段から苦情が出ないよう職員の研修に努めるとともに事業所としての資質の向上を図っていく。

美郷町並びに他の保健医療・福祉サービス提供主体との連携内容

事業所又は施設名	美郷町指定居宅介護サービス事業所（美郷町国民健康保険西郷病院）
1 関係市町村との連携 （１）保健・医療・福祉サービス事業者の情報収集。 （２）ケアプラン作成、調整、家族説明等の課題連携。 （３）サービス提供等についての苦情処理等の連携。 （４）各居宅介護支援事業者の調整のための連携。 （５）その他介護支援のための課題についての連携。 2 保健・医療・福祉サービス提供主体との連携 （１）保健・医療・福祉サービス提供主体の事業者との連携及び、サービスの質の向上のため連絡会議を年１回以上開催。 （２）各サービス単位については、専門者会議で課題がある場合にはサービス提供主体者と連携し調整にあたる。 （３）医師会、総合病院、保健所、健康管理センター、社会福祉協議会、市町村等の関係団体との「介護保険事業」についての連携強化を図っていく。	